

令和 8 年 4 月行政組織改正について

1. 改正方針

- ・組織の統合により管理機能と共通事務の集約を図る。
- ・環境都市宣言の見直しに伴い、環境対策課、ごみ政策課およびゼロカーボンシティ推進室を再編する。
- ・各市民センターの管理機能を集約するほか、その他の出先機関についても見直しを図る。

2. 概要

- ・総務課と契約検査課を統合し、「総務課」とする。総務課に契約検査係を移管する。
- ・市民税課と資産税課を統合し、「課税課」を新設する。資産税課償却資産係及び家屋係を統合した「家屋係」を課税課に設置する。
- ・シティプロモーション課の都市交流係と観光振興係を統合し、名称を「観光交流係」に変更する。
- ・農政課の農業振興係と事業係を統合し、「農業振興係」とする。
- ・環境対策課の名称を「環境保全課」に変更するとともに、環境保全係を「保全美化係」に名称変更する。保全美化係にごみ政策課収集美化係の一部の業務を移管する。
- ・ごみ政策課とゼロカーボンシティ推進室を統合し、「カーボンニュートラル推進課」とする。ごみ減量推進係及び収集美化係を廃止し、環境対策課より環境政策係の移管を受ける。環境政策係にごみ政策課ごみ減量推進係の業務、収集美化係の一部の業務、ならびにゼロカーボンシティ推進室の業務を移管する。なお、ゼロカーボンシティ推進係は廃止する。
- ・リサイクルプラザをカーボンニュートラル推進課の下部組織として新設する。なお、清掃資源係は、廃止とする。
- ・支え合い協働推進課の市民協働係と支え合いコミュニティ係を統合し、名称を「支え合い協働推進係」に変更する。
- ・「市民センター管理課」を新設する。あわせて、市民センター管理課内に「管理係」を新設し、「各市民センターの調整に関すること」を所管する。各市民センターは、市民センター管理課の下部組織として新設し、公民館係を廃止する。また、各支所を市民窓口課の下部組織として新設し、市民窓口係を廃止する。
- ・道路課と用地課を統合し、「道路課」とする。道路課整理係に用地係の業務を移管し、名称を「用地係」に変更する。
- ・区画整理課の庶務係と換地係を統合し、「換地係」とする。

3. 組織の増減

4 課減 1 5 係減の 1 4 部 6 3 課 3 市民センター(支所) 1 3 8 係となる。